平成２６年（フ）第１５９号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―405号
債務者　植田　　聡
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１号
神戸市東灘区岡本５丁目４番10号　ローゼンハイツ102号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中１丁目14番地　イーストコート２番街レジデンス1115号
債務者　樹下　國昭
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸茂　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４８号
岡山市北区富田411番地２　311、旧住所岡山市北区青江３丁目12番１号　オーキッド青江302
債務者　土田　正博
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
山口市大内御堀442番地５　岩竹アパートＡ、前住所山口市大内御堀705番地９
債務者　水川　伸行
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
福岡県柳川市三橋町柳河397番地５
債務者　長谷川昭好
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１号
福岡県みやま市瀬高町文廣2053番地２
債務者　堂前　政治
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５号
福岡県柳川市佃町795番地１
債務者　髙口　雪枝
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第８１３号
北九州市小倉南区若園３丁目９番９号
債務者　秦　眞左古
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　宰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西46番地３
債務者　木田　浩暢
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目３番８号
債務者　森岡　雅彦
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県朝来市生野町円山小田和789―10ハイツ小田和Ｂ―１、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目４番10号
債務者　新宅　元之
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５８号
奈良県大和高田市旭北町１―13、住民票上の住所奈良県橿原市曲川町５丁目９番11号
債務者　福本　大亮
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
和歌山市加納50―33、住民票上の住所和歌山市栄谷191番地の５
債務者　髙瀬　章次
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
和歌山市加納50―33、住民票上の住所和歌山市栄谷191番地の５
債務者　高瀬さおり
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
福岡市博多区住吉５丁目12―３エクラン住吉201、住民票上の住所熊本市東区保田窪３丁目15番７―302号
債務者　高崎　忠富
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２号
三重県志摩市阿児町鵜方789番地２　メゾンＩＳＲ３Ｃ号、前住所三重県志摩市阿児町神明678番地５　マンション山崎Ⅱ102号
債務者　三橋礼子こと　ＭＩＴＳＵＨＡＳＨＩ　ＪＡＮＥＴＴＥ　ＧＯＮＺＡＬＥＳ
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係